

○令和 3 年 11 月 30 日国官会第 15526 号、国官技第 214 号、国営管第 476 号、国営計第 134 号、国港総第 455 号、国港技第 57 号、国空予管第 596 号、国空空技第 338 号、国空交企第 192 号、国北予第 38 号

「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」（新旧対照表）

| 新                                           | 旧                                           |
|---------------------------------------------|---------------------------------------------|
| ○国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について | ○国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について |
| 国官会第 15526 号                                | 国官会第 15526 号                                |
| 国官技第 214 号                                  | 国官技第 214 号                                  |
| 国営管第 476 号                                  | 国営管第 476 号                                  |
| 国営計第 134 号                                  | 国営計第 134 号                                  |
| 国港総第 455 号                                  | 国港総第 455 号                                  |
| 国港技第 57 号                                   | 国港技第 57 号                                   |
| 国空予管第 596 号                                 | 国空予管第 596 号                                 |
| 国空空技第 338 号                                 | 国空空技第 338 号                                 |
| 国空交企第 192 号                                 | 国空交企第 192 号                                 |
| 国北予第 38 号                                   | 国北予第 38 号                                   |
| 令和 3 年 11 月 30 日                            | 令和 3 年 11 月 30 日                            |
| 最終改正 令和 7 年 12 月 16 日                       | 最終改正 令和 3 年 12 月 24 日                       |

|                    |                    |
|--------------------|--------------------|
| 大臣官房官庁営繕部 各課長 殿    | 大臣官房官庁営繕部 各課長 殿    |
| 各地方整備局 総務部長 殿      | 各地方整備局 総務部長 殿      |
| 企画部長 殿             | 企画部長 殿             |
| 営繕部長 殿             | 営繕部長 殿             |
| 港湾空港部長 殿           | 港湾空港部長 殿           |
| 北海道開発局 事業振興部長 殿    | 北海道開発局 事業振興部長 殿    |
| 営繕部長 殿             | 営繕部長 殿             |
| 各地方航空局 総務部長 殿      | 各地方航空局 総務部長 殿      |
| 空港部長 殿             | 空港部長 殿             |
| 保安部長 殿             | 保安部長 殿             |
| 国土技術政策総合研究所 総務部長 殿 | 国土技術政策総合研究所 総務部長 殿 |
| 管理調整部長 殿           | 管理調整部長 殿           |
| 国土地理院 総務部長 殿       | 国土地理院 総務部長 殿       |
| 企画部長 殿             | 企画部長 殿             |
| 大臣官房 会計課長          | 大臣官房 会計課長          |
| 技術調査課長             | 技術調査課長             |
| 官庁営繕部管理課長          | 官庁営繕部管理課長          |
| 官庁営繕部計画課長          | 官庁営繕部計画課長          |
| 港湾局 総務課長           | 港湾局 総務課長           |
| 技術企画課長             | 技術企画課長             |
| 航空局 予算・管財室長        | 航空局 予算・管財室長        |
| 航空ネットワーク部空港技術課長    | 航空ネットワーク部空港技術課長    |
| 交通管制部交通管制企画課長      | 交通管制部交通管制企画課長      |

| 北海道局 予算課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 北海道局 予算課長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="266 341 985 416">国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための<br/>国庫債務負担行為の運用について</p> <p data-bbox="239 485 1088 703">国土交通省所管事業の執行については、<u>国土強靱化基本法第 11 条の 2 に基づく国土強靱化実施中期計画に位置づけられた事業（以下「実施中期計画に位置づけられた事業」という。）</u>や大規模災害からの復旧等に関する事業（以下「災害復旧等事業」という。）について、着実な事業の実施が求められているところである。</p> <p data-bbox="239 724 1088 895">今般、別紙 1 のとおり新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）の運用方法を定めたので、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、事業加速円滑化国債の適切な活用により、迅速かつ着実な執行を図られたい。</p> <p data-bbox="239 916 1088 1043">また、国庫債務負担行為に基づく契約（以下「国債契約」という。）において余裕期間制度を活用する場合においては、別紙 2 に記載した事項について留意し、手続きを実施されたい。</p> <p data-bbox="277 1064 374 1091"><u>（削除）</u></p> | <p data-bbox="1142 341 1861 416">国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための<br/>国庫債務負担行為の運用について</p> <p data-bbox="1115 485 1964 703">国土交通省所管事業の執行については、<u>令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく事業（以下「5 か年加速化対策事業」という。）</u>や大規模災害からの復旧等に関する事業（以下「災害復旧等事業」という。）について、着実な事業の実施が求められているところである。</p> <p data-bbox="1115 724 1964 895">今般、別紙 1 のとおり新たな国庫債務負担行為（以下「事業加速円滑化国債」という。）の運用方法を定めたので、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、事業加速円滑化国債の適切な活用により、迅速かつ着実な執行を図られたい。</p> <p data-bbox="1115 916 1964 1043">また、国庫債務負担行為に基づく契約（以下「国債契約」という。）において余裕期間制度を活用する場合においては、別紙 2 に記載した事項について留意し、手続きを実施されたい。</p> <p data-bbox="1115 1064 1964 1235"><u>なお、5 か年加速化対策事業を事業加速円滑化国債によって実施する場合においては、補正予算による支出額に係る事業費のみが、上記閣議決定でおおむね 15 兆円程度とされた総事業費の一部として取り扱われることとなるので留意されたい。</u></p> |

## 事業加速円滑化国債について

## 1 概要

事業加速円滑化国債は、実施中期計画に位置づけられた事業や災害復旧等事業のうち工期が複数年度にわたるものについて、当該事業に係る契約の契約会計年度又は中間年度（契約会計年度の翌年度をいう。以下同じ。）の支払いの全部又は一部に補正予算を活用した国庫債務負担行為を設定することにより、計画的かつ一層の円滑な事業執行を促進するものである。

当該契約の契約会計年度又は中間年度の支払限度額について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降、各会計年度の支払限度額を変更することで、当初の支払時期よりも前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とし、計画的かつ円滑な事業の執行を図ることができるものとする。

この場合の具体的な運用については以下によるものとし、運用の例については、別添 1 「事業加速円滑化国債の運用例」、支払時期等の例については、別添 2 「事業加速円滑化国債の支払時期等」を参照すること。

## 2 公告等及び入札参加希望者への周知

## (1) 入札公告及び入札説明書への記載

事業加速円滑化国債を活用する場合には、入札公告及び入札説明書に以下の文を記載するものとする。

（記載例）補正予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合

（○）本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の中間年度（契約を締結する会計年度の翌年度をいう。）における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）について、当初契約の時点で「0」と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

(記載例) 当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合  
(○) 本工事は、国庫債務負担行為に基づく契約の契約会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)について、当初契約の時点で「0」等と設定し、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に各年度の支払限度額を変更し、前倒しで前金払、既済部分払等の支払いを可能とする「事業加速円滑化国債」を採用する。支払条件等については、入札説明書及び現場説明書の内容を十分に確認すること。

## (2) 入札参加希望者への周知

事業加速円滑化国債の活用にあたっては、入札説明書及び現場説明書において事業加速円滑化国債について従来の国債契約の運用と異なる点を入札に先立って入札参加者に十分了知させるものとし、その記載内容については、別添3「入札説明書例」及び別添4「現場説明書例」を参考にするものとする。

なお、「工事請負契約書の運用基準について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号)等においては、契約担当官等は、現場説明書等により各会計年度における請負代金の支払いの限度額を割合で明示することとしているが、事業加速円滑化国債を活用する場合においては、各会計年度における出来高予定額の割合についても同様に明示する必要があることに留意されたい。

## 3 出来高部分払及び中間前金払の取扱い

### (1) 出来高部分払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号)等に定める「出来高部分払方式」の対象とはしないものとする。

### (2) 中間前金払

事業加速円滑化国債を活用する契約については、「公共工事の代価の中間前金払について」(昭和47年7月25日付け建設省会発第633号)等に定める「中間前金払」の対象とすることができる。受注者が中間前金払を選択した場合は、必要に応じて工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)等の別冊をいう。以下同じ。)第41条第1項を以下のように記載するものとする。

(補正予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合)

第41条 国債に係る契約の前金払(中間前金払を含む。)については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金(中間前払金を含む。以下この条において同じ。)の支払いを請求することはできない。

(当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合)

第41条 国債に係る契約の前金払(中間前金払を含む。)については、第35条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第36条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第38条第1項の請負代金相当額(以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。)が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、各会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金(中間前払金を含む。以下この条において同じ。)の支払いを請求することはできない。

#### 4 契約の変更の取扱い

事業加速円滑化国債は、契約会計年度や中間年度に補正予算が措置される

など追加で予算の執行が可能となった場合の各会計年度における支払限度額、部分払の支払回数等の変更は、以下によるものとする。具体的な契約の変更の例については、別添5「契約書記載例」を参照すること。なお、補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合に変更契約を実施することは、入札説明書及び現場説明書において、入札に先立って入札参加者に了知させるものとする。

(1) 各会計年度における支払限度額の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、速やかに変更契約を実施し、工事請負契約書第40条第1項に記載の各会計年度における支払限度額を変更するものとする。

(2) 部分払の支払回数の変更

補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合には、上記(1)の変更と併せて工事請負契約書第38条第1項に記載の工期中に請求できる部分払の回数及び同第42条第3項に記載の各会計年度に請求できる部分払の回数を変更するものとする。

※別添1「事業加速化円滑化国債の運用例」、別添2「事業加速化円滑化国債の支払時期等」、別添3「入札説明書例」、別添4「現場説明書例」、別添5「契約書例」に記載の年度●に関しては国庫債務負担行為契約年度とする。

## ■ 運用例 1 （4 か年国債の場合）

## 【出来高予定額、支出の年割額の例（4 か年国債の場合）】

## &lt;前提条件&gt;

・出来高予定額

・出来高に応じた支出額

|  |    |      |      |      |
|--|----|------|------|------|
|  | R● | R●+1 | R●+2 | R●+3 |
|  | 0  | 70   | 100  | 30   |
|  | R● | R●+1 | R●+2 | R●+3 |
|  | 28 | 35   | 90   | 47   |

・R●補正予算において国債設定

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
| 補正 | 当初 | 当初 | 当初 |
| 28 | 0  | 75 | 97 |

前金払

(R●+(R●+1)の出来高の4割)

補正予算などにより支出化

・R●+1補正予算などにおいて支出化

|    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|
| 補正 | 当初 | 補正 | 当初 | 当初 |
| 28 | 0  | 35 | 40 | 97 |

出来高払

(R●+1の出来高の9割  
(R●支出分を除く))

補正予算などにより支出化

・R●+2補正予算などにおいて支出化

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 補正 | 当初 | 補正 | 当初 | 補正 | 当初 |
| 28 | 0  | 35 | 40 | 50 | 47 |

出来高払

契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を実施中期計画に位置づけられた事業分とみなす。上記の例の場合、 $28+35+50=113$   
 通常事業として計上する額は、中間年度の前金払相当額及び最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、 $40+47=87$



## ■ 運用例 2 （3 か年国債の場合）

【出来高予定額、支出の年割の例（3 か年国債の場合）】

|             |    |      |      |
|-------------|----|------|------|
| <前提条件>      |    |      |      |
| ・出来高予定額     | R● | R●+1 | R●+2 |
|             | 0  | 80   | 20   |
| ・出来高に応じた支出額 | R● | R●+1 | R●+2 |
|             | 32 | 40   | 28   |

|                                                                                           |    |    |    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|----|
| ・R●補正予算において国債設定                                                                           | 補正 | 当初 | 当初 |
|                                                                                           | 32 | 0  | 68 |
| ・R●+1補正予算などにおいて支出化                                                                        | 補正 | 当初 | 補正 |
|                                                                                           | 32 | 0  | 40 |
| <p>前金払 (R●+ (R●+1) の出来高の4割)</p> <p>補正予算などにより支出化</p> <p>出来高払 (R●+1 の出来高の9割 (R●支出分を除く))</p> |    |    |    |

契約会計年度の前金払相当額と前倒し相当額を実施中期計画に位置づけられた事業分とみなす。上記の例の場合、 $32+40=72$   
通常事業として計上する額は、最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、28

※当初予算によって事業加速円滑化国債を設定する場合の代表的な運用例として、第4四半期に契約、契約会計年度の支払限度額を「0」と設定する運用例を記載しているが、第4四半期より前の契約や契約初年度に予算を計上する運用も可能。その場合、様々な運用例が考えられるが、受注者の資金繰りへの配慮の観点から、当該年度に出来高予定額が設定されている場合、それに対する前金払については、早期に受注者への支払が可能となるよう設定を行うこと。

## ■ 運用例3（4か年国債の場合）

### 【出来高予定額、支出の年割の例（4か年国債の場合）】

#### <前提条件>

・出来高予定額

・出来高に応じた支出額

|            | R● | R●+1 | R●+2 | R●+3 |
|------------|----|------|------|------|
| 出来高予定額     | 0  | 70   | 100  | 30   |
| 出来高に応じた支出額 | 28 | 35   | 90   | 47   |

|                    |          |          |          |          |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|
| ・R●当初予算においてゼロ国債設定  | 当初<br>0  | 当初<br>28 | 当初<br>75 | 当初<br>97 |
| ・R●補正予算などにおいて支出化   | 補正<br>28 | 当初<br>0  | 当初<br>75 | 当初<br>97 |
| ・R●+1補正予算などにおいて支出化 | 補正<br>28 | 当初<br>0  | 補正<br>35 | 当初<br>97 |
| ・R●+2補正予算などにおいて支出化 | 補正<br>28 | 当初<br>0  | 補正<br>35 | 当初<br>40 |
|                    |          |          | 当初<br>40 | 補正<br>50 |
|                    |          |          |          | 当初<br>47 |

第4四半期に契約 補正予算により支出化  
補正予算で前金払  
(R●+(R●+1)の出来高の4割)

補正予算などにより支出化

出来高払  
(R●+1の出来高の9割 補正予算などにより支出化  
(R●支出分を除く))

出来高払

前倒し相当額を実施中期計画に位置づけられた事業分とみなす。上記の例の場合、 $28+35+50=113$

通常事業として計上する額は、中間年度の前金払相当額及び最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、 $40+47=87$

## ■ 運用例 4 （3 か年国債の場合）

【出来高予定、支出の年割の例（3 か年国債の場合）】

|             |    |        |        |
|-------------|----|--------|--------|
| <前提条件>      | R● | R● + 1 | R● + 2 |
|             | 0  | 80     | 20     |
| ・出来高予定額     |    |        |        |
|             | R● | R● + 1 | R● + 2 |
|             | 32 | 40     | 28     |
| ・出来高に応じた支出額 |    |        |        |

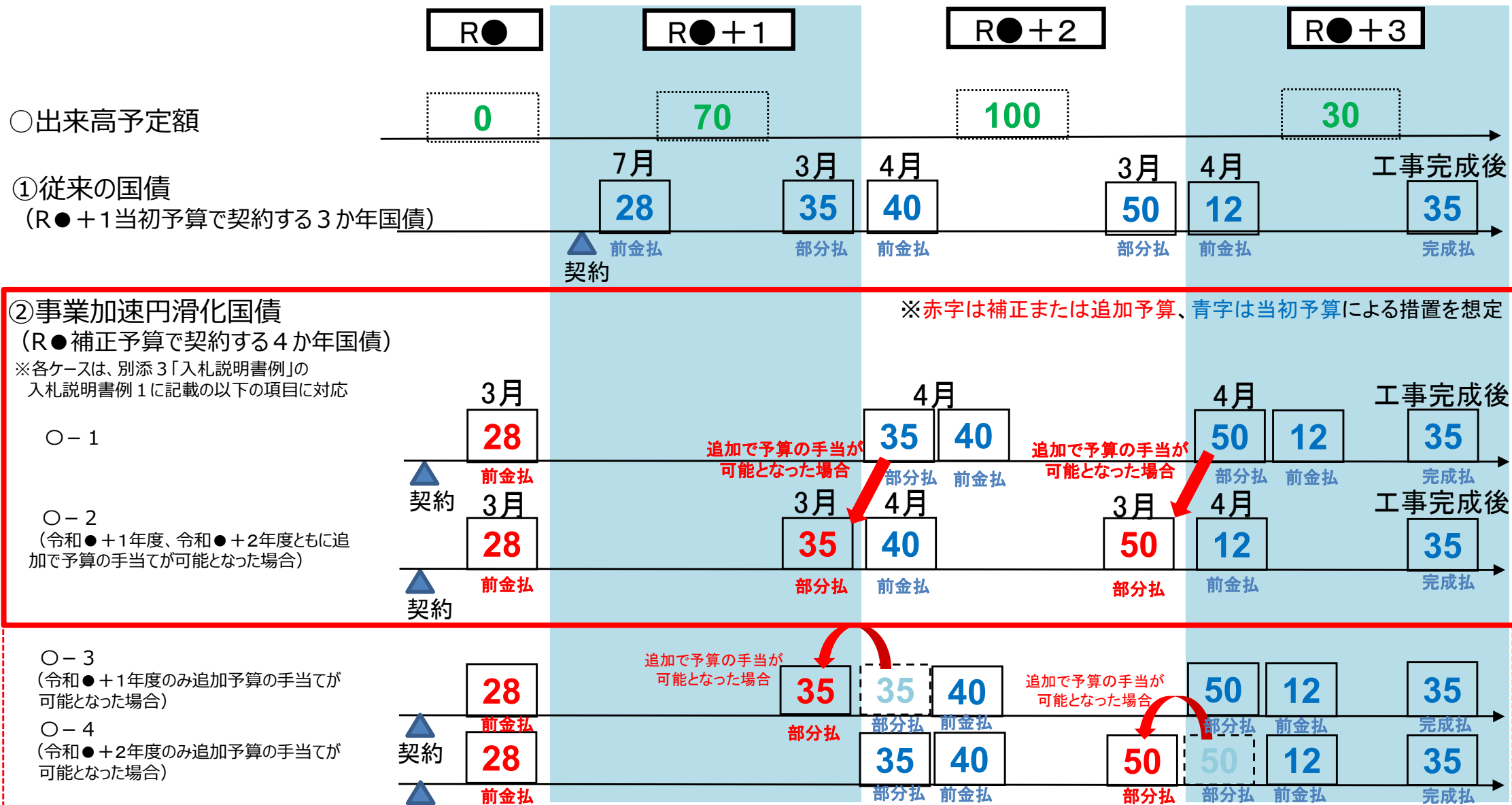
|                       |                                     |                                     |          |
|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------|
| ・R●当初予算においてゼロ国債設定     | 当初<br>0                             | 当初<br>32                            | 当初<br>68 |
|                       | 第4四半期に契約                            | 当初<br>0                             | 当初<br>68 |
| ・R●補正予算などにおいて国債設定     | 補正<br>32                            | 当初<br>0                             | 当初<br>68 |
|                       | 補正予算などにより支出化                        | 補正<br>32                            | 当初<br>68 |
| ・R● + 1 補正予算などにおいて支出化 | 補正<br>32                            | 当初<br>0                             | 補正<br>40 |
|                       | 補正予算で前金払<br>(R● + (R● + 1) の出来高の4割) | 補正<br>40                            | 当初<br>28 |
|                       |                                     | 出来高払<br>(R● + 1 の出来高の9割 (R●支出分を除く)) |          |

前倒し相当額を実施中期計画に位置づけられた事業分とみなす。上記の例の場合、 $32 + 40 = 72$

通常事業として計上する額は、最終年度の精算額のみ。上記の例の場合、28

○当初契約では2年度目以降の支払いについては、前金払を除き各会計年度の部分払は出来高が上がった翌年度早々に行う予定となるところ、追加予算の手当てが可能となれば、変更契約を実施して部分払を予定より前倒し。

## ■出来高と支払の例 1（別添1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例1の場合に対応）



（注）上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。

また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

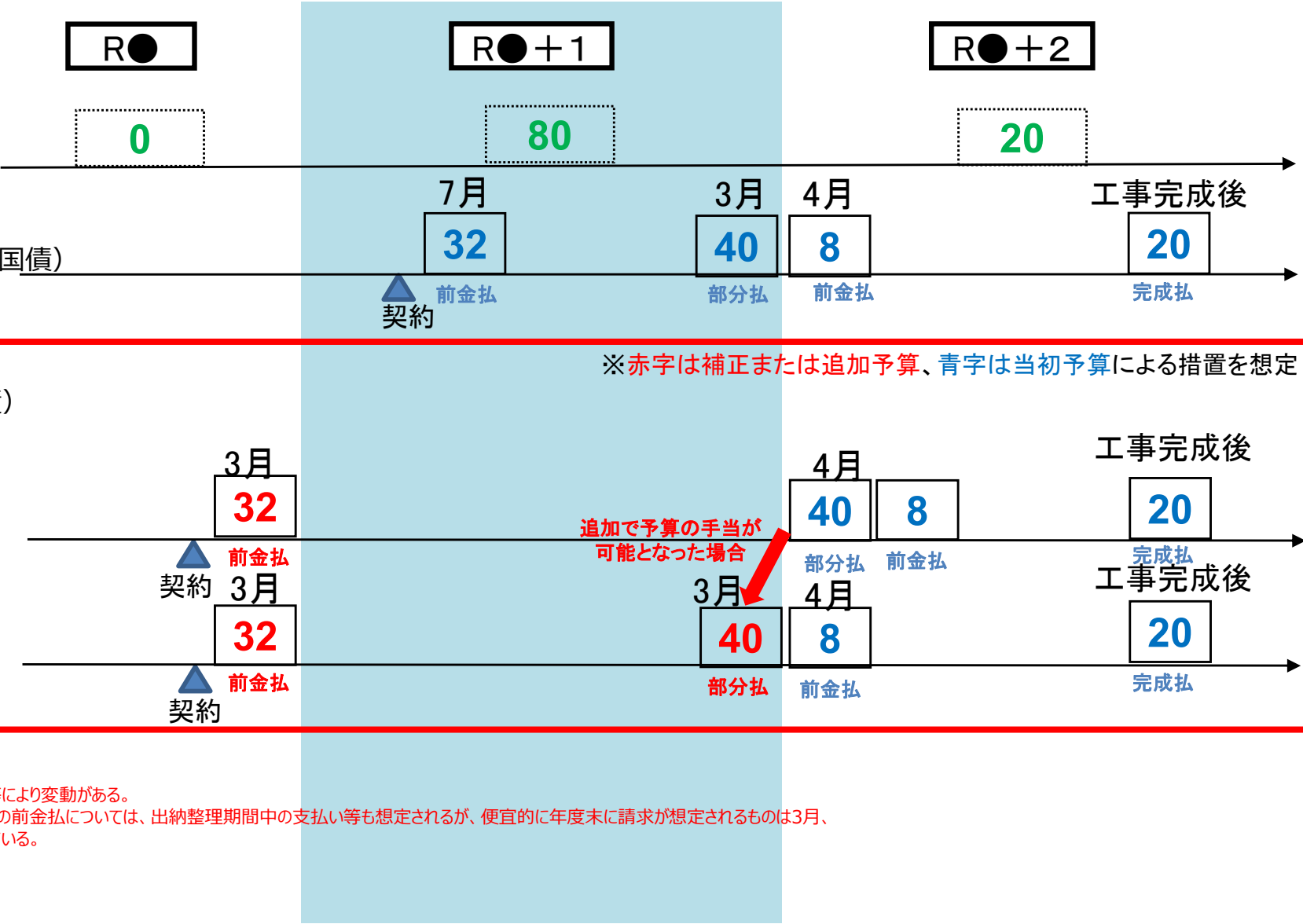
■ 出来高と支払の例 2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 の場合に対応）

○出来高予定額

①従来の国債  
（R●+1当初予算で契約する2か年国債）

②事業加速円滑化国債  
（R●補正予算で契約する3か年国債）  
※それぞれのケースは、別添 3「入札説明書例」の  
入札説明書例 2 に記載の以下の項目に対応

- 1
- 2  
（令和●+1年度に追加で予算の手当てが  
可能となった場合）



(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。  
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、  
年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

■出来高と支払の例 3（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 の場合に対応）

○出来高予定額

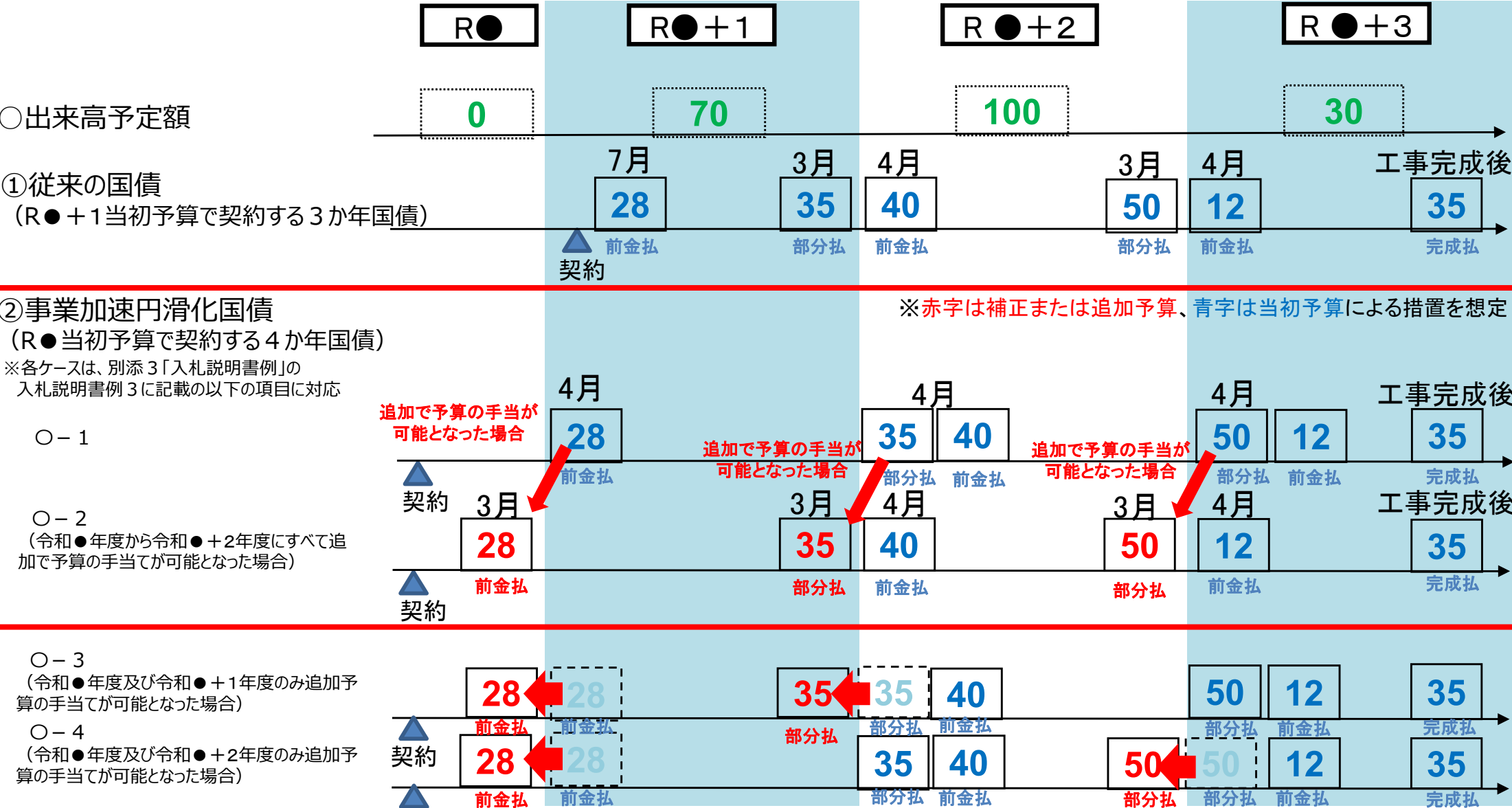
①従来の国債  
(R●+1当初予算で契約する3か年国債)

②事業加速円滑化国債  
(R●当初予算で契約する4か年国債)

※各ケースは、別添 3「入札説明書例」の  
入札説明書例 3 に記載の以下の項目に対応

- 1
- 2  
(令和●年度から令和●+2年度にすべて追  
加で予算の手当てが可能となった場合)

- 3  
(令和●年度及び令和●+1年度のみ追加予  
算の手当てが可能となった場合)
- 4  
(令和●年度及び令和●+2年度のみ追加予  
算の手当てが可能となった場合)



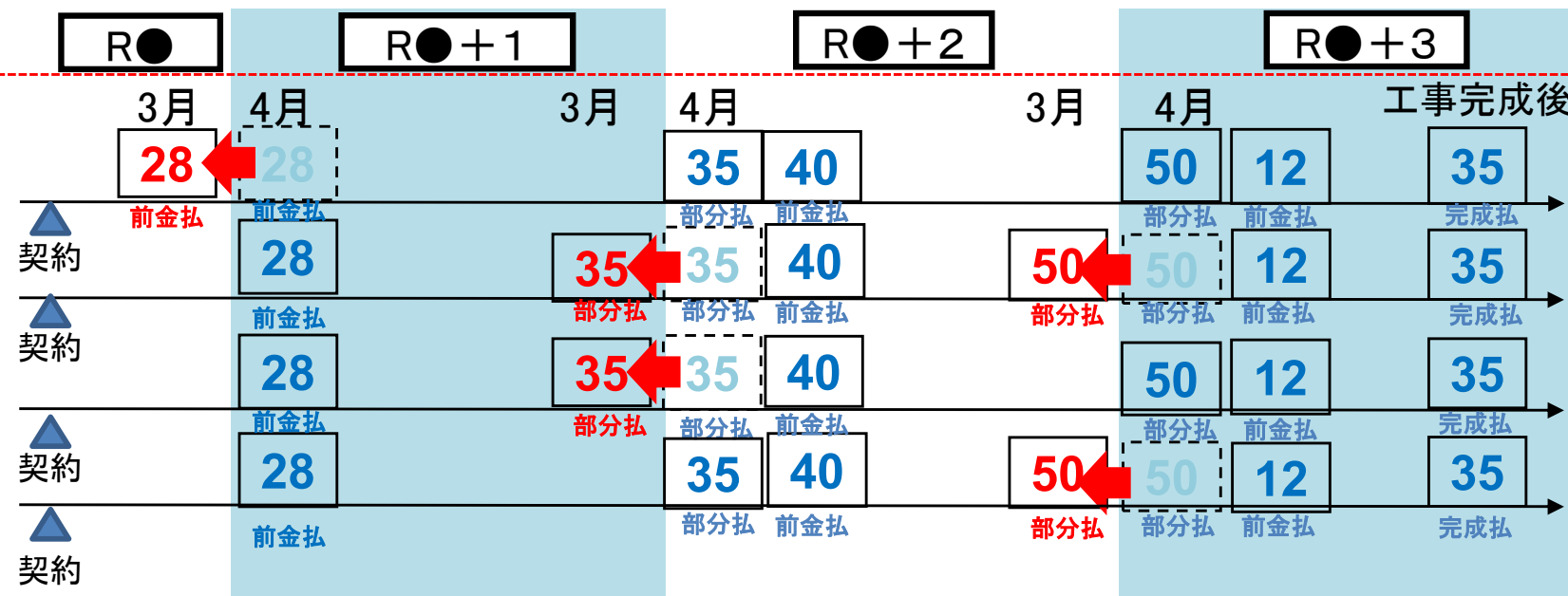
(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。  
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、  
年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

## ②事業加速円滑化国債 (R●当初予算で契約する4か年国債)

※各ケースは、別添3「入札説明書例」の入札説明書例3に記載の以下の項目に対応

- －5  
(令和●年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- －6  
(令和●+1年度及び令和●+2年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- －7  
(令和●+1年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)
- －8  
(令和●+2年度のみ追加予算の手当てが可能となった場合)

※赤字は補正または追加予算、青字は当初予算による措置を想定

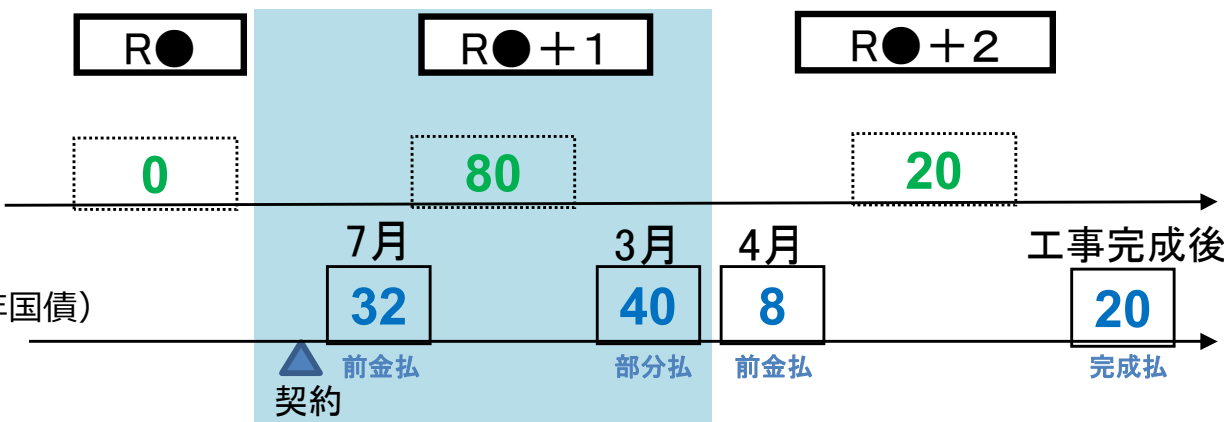


(注) 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。  
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。

■ 出来高と支払の例 4 （別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 の場合に対応）

○ 出来高予定額

① 従来の国債  
（R● + 1 当初予算で契約する 3 か年国債）

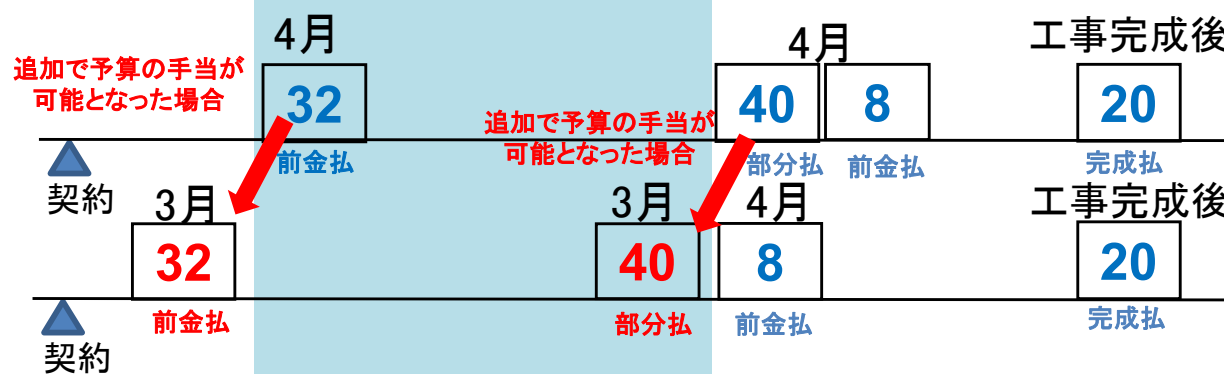


② 事業加速円滑化国債  
（R● 当初予算で契約する 3 か年国債）

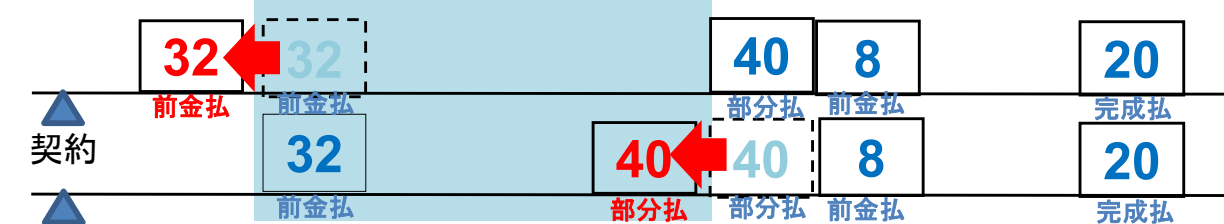
※ 各ケースは、別添 3「入札説明書例」の  
入札説明書例 4 に記載の以下の項目に対応

※ 赤字は補正または追加予算、青字は当初予算による措置を想定

- - 1
- - 2  
（令和●年度及び令和● + 1 年度に追加で  
予算の手当てが可能となった場合）



- - 3  
（令和●年度のみ追加予算の手当てが可能と  
なった場合）
- - 4  
（令和● + 1 年度のみ追加予算の手当てが可  
能となった場合）



（注） 上記の支払時期については例であり、現場の状況等により変動がある。  
また、各年度の出来高に対する部分払や年度当初の前金払については、出納整理期間中の支払い等も想定されるが、便宜的に年度末に請求が想定されるものは3月、  
年度当初に請求が想定されるものは4月と記載している。



## 別添 5

## 入札説明書例

## ■入札説明書例 1－1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応）

：中間前金払を選択しない場合

## ○－1．支払条件

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                                                                |
|------|------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                                                                 |
| R●＋1 | なし                                 | なし    | なし※                                                                |
| R●＋2 | あり                                 | なし    | あり（1回）※<br>令和●＋1年度出来高に対する部分払                                       |
| R●＋3 | あり                                 | なし    | あり（1回）※<br>令和●＋2年度出来高に対する部分払<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※ ただし、令和●＋1年度及び令和●＋2年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○－2．から○－4．の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度において部分払を請求できる回数を変更するものとする。

## ○－2．支払条件（令和●＋1年度及び令和●＋2年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                                         |
|------|------------------------------------|-------|---------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                                          |
| R●＋1 | なし                                 | なし    | あり（2回）※1<br>うち1回は年度末部分払                     |
| R●＋2 | あり                                 | なし    | あり（2回）※1※2<br>うち1回は年度末部分払                   |
| R●＋3 | あり                                 | なし    | なし ※3<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1．で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

※3 ○－1. で令和●＋3年度に予定していた部分払は、令和●＋2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－3. 支払条件（令和●＋1年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                               | 中間前金払 | 部分払                                                               |
|------|-----------------------------------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の40%以内） | なし    | なし                                                                |
| R●＋1 | なし                                | なし    | あり（2回）※1<br>うち1回は年度末部分払                                           |
| R●＋2 | あり                                | なし    | なし※2                                                              |
| R●＋3 | あり                                | なし    | あり（1回）<br>令和●＋2年度出来高に対する部分払<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1. で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－4. 支払条件（令和●＋2年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                               | 中間前金払 | 部分払                                               |
|------|-----------------------------------|-------|---------------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の40%以内） | なし    | なし                                                |
| R●＋1 | なし                                | なし    | なし                                                |
| R●＋2 | あり                                | なし    | あり（3回）※1<br>うち1回は令和●＋1年度出来高に対する部分払<br>うち1回は年度末部分払 |
| R●＋3 | あり                                | なし    | なし※2<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。        |

※1 ただし、○－1. から追加となった2回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1. で令和●＋3年度に予定していた部分払は、令和●＋2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 1－2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応）

：中間前金払を選択した場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                          |
|------|------------------------------------|-------|------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                           |
| R●＋1 | なし                                 | なし※   | なし※                          |
| R●＋2 | あり                                 | なし※   | あり（1回）※<br>令和●＋1年度出来高に対する部分払 |
| R●＋3 | あり                                 | あり    | あり（1回）※<br>令和●＋2年度出来高に対する部分払 |

※ ただし、令和●＋1年度及び令和●＋2年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○－2．から○－4．の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●＋1年度及び令和●＋2年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                  |
|------|------------------------------------|-------|----------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                   |
| R●＋1 | なし                                 | あり※1  | あり（1回）※1<br>年度末部分払   |
| R●＋2 | あり                                 | あり※1  | あり（1回）※1※2<br>年度末部分払 |
| R●＋3 | あり                                 | あり    | なし ※3                |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1．で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○－1．で令和●＋3年度に予定していた部分払は、令和●＋2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和●＋１年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                         |
|------|------------------------------------|-------|-----------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋１年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                          |
| R●＋１ | なし                                 | あり※１  | あり（１回）※１<br>年度末部分払          |
| R●＋２ | あり                                 | なし    | なし※２                        |
| R●＋３ | あり                                 | あり    | あり（１回）<br>令和●＋２年度出来高に対する部分払 |

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ○－１．で令和●＋２年度に予定していた部分払は、令和●＋１年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和●＋２年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                                                   |
|------|------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋１年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                                                    |
| R●＋１ | なし                                 | なし    | なし                                                    |
| R●＋２ | あり                                 | あり※１  | あり（２回）※２<br>うち１回は令和●＋１年度<br>出来高に対する部分払<br>うち１回は年度末部分払 |
| R●＋３ | あり                                 | あり    | なし※３                                                  |

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※２ ただし、○－１．から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※３ ○－１．で令和●＋３年度に予定していた部分払は、令和●＋２年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 2－1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                                                                |
|------|------------------------------------|-------|--------------------------------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                                                                 |
| R●＋1 | なし                                 | なし    | なし※                                                                |
| R●＋2 | あり                                 | なし    | あり（1回）※<br>令和●＋1年度出来高に対する部分払<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※ ただし、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○－2．の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●＋1年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                                        |
|------|------------------------------------|-------|--------------------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                                         |
| R●＋1 | なし                                 | なし    | あり（2回）※1<br>うち 1 回は年度末部分払                  |
| R●＋2 | あり                                 | なし    | なし※2<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1．で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

■入札説明書例 2－2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応）  
：中間前金払を選択した場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                          |
|------|------------------------------------|-------|------------------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                           |
| R●＋1 | なし                                 | なし※   | なし※                          |
| R●＋2 | あり                                 | あり    | あり（1回）※<br>令和●＋1年度出来高に対する部分払 |

※ ただし、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○－2．の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における中間前金払及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●＋1年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                | 中間前金払 | 部分払                |
|------|------------------------------------|-------|--------------------|
| R●   | あり（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内） | なし    | なし                 |
| R●＋1 | なし                                 | あり※1  | あり（1回）※1<br>年度末部分払 |
| R●＋2 | あり                                 | あり    | なし※2               |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時期以降にできるものとする。

※2 ○－1．で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 3－1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                                   |
|------|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------|
| R●   | なし※ | なし    | なし                                                                    |
| R●＋1 | 有り※ | なし    | なし※                                                                   |
| R●＋2 | 有り  | なし    | 有り（1回）※<br>令和●＋1年度出来高に対する部分払として                                       |
| R●＋3 | 有り  | なし    | 有り（1回）※<br>令和●＋2年度出来高に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※ ただし、令和●年度から令和●＋2年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○－2から○－8の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●年度から令和●＋2年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                  | 中間前金払 | 部分払                                         |
|------|--------------------------------------|-------|---------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内）※1 | なし    | なし                                          |
| R●＋1 | なし※2                                 | なし    | 有り（2回）※1<br>うち1回は年度末部分払                     |
| R●＋2 | 有り                                   | なし    | 有り（2回）※1、※3<br>うち1回は年度末部分払                  |
| R●＋3 | 有り                                   | なし    | なし ※4<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○－1で令和●＋1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和●+2年度に予定していた部分払は、令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 ○ー1で令和●+3年度に予定していた部分払は、令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー3. 支払条件（令和●年度及び令和●+1年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                 | 中間前金払 | 部分払                                                                  |
|------|-------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●+1年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1 | なし    | なし                                                                   |
| R●+1 | なし※2                                | なし    | 有り（2回）※1<br>うち1回は年度末部分払                                              |
| R●+2 | 有り                                  | なし    | なし※3                                                                 |
| R●+3 | 有り                                  | なし    | 有り（1回）<br>令和●+2年度出来高に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和●+2年度に予定していた部分払は、令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー4. 支払条件（令和●年度及び令和●+2年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                 | 中間前金払 | 部分払                                   |
|------|-------------------------------------|-------|---------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●+1年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1 | なし    | なし                                    |
| R●+1 | なし※2                                | なし    | なし                                    |
| R●+2 | 有り                                  | なし    | 有り（3回）※3<br>うち1回は令和●+1年度出来高に対する部分払として |



|      |    |    |                                            |
|------|----|----|--------------------------------------------|
|      |    |    | うち1回は年度末部分払                                |
| R●+3 | 有り | なし | なし※4<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ただし、○ー1から追加となった2回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※4 ○ー1で令和●+3年度に予定していた部分払は、令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー5. 支払条件（令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                 | 中間前金払 | 部分払                                                                  |
|------|-------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●+1年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1 | なし    | なし                                                                   |
| R●+1 | なし※2                                | なし    | なし                                                                   |
| R●+2 | 有り                                  | なし    | 有り（1回）<br>令和●+1年度出来高に対する部分払として                                       |
| R●+3 | 有り                                  | なし    | 有り（1回）<br>令和●+2年度出来高に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－ 6．支払条件（令和●＋ 1 年度及び令和●＋ 2 年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度    | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                         |
|-------|-----|-------|---------------------------------------------|
| R●    | なし  | なし    | なし                                          |
| R●＋ 1 | 有り  | なし    | 有り（ 2 回）※ 1<br>うち 1 回は年度末部分払                |
| R●＋ 2 | 有り  | なし    | 有り（ 2 回）※ 1 ※ 2<br>うち 1 回は年度末部分払            |
| R●＋ 3 | 有り  | なし    | なし※ 3<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※ 1  ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※ 2  ○－ 1 で令和●＋ 2 年度に予定していた部分払は、令和●＋ 1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※ 3  ○－ 1 で令和●＋ 3 年度に予定していた部分払は、令和●＋ 2 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－ 7．支払条件（令和●＋ 1 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度    | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                                      |
|-------|-----|-------|--------------------------------------------------------------------------|
| R●    | なし  | なし    | なし                                                                       |
| R●＋ 1 | 有り  | なし    | 有り（ 2 回）※ 1<br>うち 1 回は年度末部分払                                             |
| R●＋ 2 | 有り  | なし    | なし※ 2                                                                    |
| R●＋ 3 | 有り  | なし    | 有り（ 1 回）<br>令和●＋ 2 年度出来高に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。 |

※ 1  ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※ 2  ○－ 1 で令和●＋ 2 年度に予定していた部分払は、令和●＋ 1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－８．支払条件（令和●＋２年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                  |
|------|-----|-------|------------------------------------------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                                                   |
| R●＋１ | 有り  | なし    | なし                                                   |
| R●＋２ | 有り  | なし    | 有り（３回）※１<br>うち１回は令和●＋１年度出来高に対する部分払として<br>うち１回は年度末部分払 |
| R●＋３ | 有り  | なし    | なし※２<br>[注]最終年度については、工期に応じて必要な部分払の回数を追加する。           |

※１ ただし、○－１から追加となった２回分の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※２ ○－１で令和●＋３年度に予定していた部分払は、令和●＋２年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

■入札説明書例 3－2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 に対応）

：中間前金払を選択した場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                  |
|------|-----|-------|--------------------------------------|
| R●   | なし※ | なし    | なし                                   |
| R●＋1 | 有り※ | なし※   | なし※                                  |
| R●＋2 | 有り  | なし※   | 有り（1回）※<br>令和●＋1 年度出来高に<br>対する部分払として |
| R●＋3 | 有り  | 有り    | 有り（1回）※<br>令和●＋2 年度出来高に<br>対する部分払として |

※ ただし、令和●年度から令和●＋2 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、追加で執行が可能となった状況に応じて○－2 から○－8 の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における（中間）前金払の有無及び部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●年度から令和●＋2 年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                   | 中間前金払 | 部分払                   |
|------|---------------------------------------|-------|-----------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●＋1 年度の出来高予定額の合計の 40%以内）※1 | なし    | なし                    |
| R●＋1 | なし※2                                  | 有り※1  | 有り（1回）※1<br>年度末部分払    |
| R●＋2 | 有り                                    | 有り※1  | 有り（1回）※1、※3<br>年度末部分払 |
| R●＋3 | 有り                                    | 有り    | なし ※4                 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○－1 で令和●＋1 年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○－1 で令和●＋2 年度に予定していた部分払は、令和●＋1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※4 ○－1 で令和●＋3 年度に予定していた部分払は、令和●＋2 年度に補正予算が措置

されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和●年度及び令和●＋１年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                          | 中間前金払 | 部分払                                |
|------|----------------------------------------------|-------|------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●<br>＋１年度の出来高予定額<br>の合計の 40%以内）※１ | なし    | なし                                 |
| R●＋１ | なし※２                                         | 有り※１  | 有り（１回）※１<br>年度末部分払                 |
| R●＋２ | 有り                                           | なし    | なし※３                               |
| R●＋３ | 有り                                           | 有り    | 有り（１回）<br>令和●＋２年度出来高<br>に対する部分払として |

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※２ ○－１で令和●＋１年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

※３ ○－１で令和●＋２年度に予定していた部分払は、令和●＋１年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和●年度及び令和●＋２年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                          | 中間前金払 | 部分払                                                              |
|------|----------------------------------------------|-------|------------------------------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●<br>＋１年度の出来高予定額<br>の合計の 40%以内）※１ | なし    | なし                                                               |
| R●＋１ | なし※２                                         | なし    | なし                                                               |
| R●＋２ | 有り                                           | 有り※１  | 有り（２回）※３<br>うち１回は令和●＋１<br>年度出来高に対する部<br>分払として<br>うち１回は年度末部分<br>払 |
| R●＋３ | 有り                                           | 有り    | なし※４                                                             |

※１ ※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となっ

た後にできるものとする。

- ※2 ○ー1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。
- ※3 ただし、○ー1から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※4 ○ー1で令和●+3年度に予定していた部分払は、令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー5. 支払条件（令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                 | 中間前金払 | 部分払                            |
|------|-------------------------------------|-------|--------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●+1年度の出来高予定額の合計の40%以内）※1 | なし    | なし                             |
| R●+1 | なし※2                                | なし    | なし                             |
| R●+2 | 有り                                  | なし    | 有り（1回）<br>令和●+1年度出来高に対する部分払として |
| R●+3 | 有り                                  | 有り    | 有り（1回）<br>令和●+2年度出来高に対する部分払として |

- ※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※2 ○ー1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー6. 支払条件（令和●+1年度及び令和●+2年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                  |
|------|-----|-------|----------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                   |
| R●+1 | 有り  | 有り※1  | 有り（1回）※1<br>年度末部分払   |
| R●+2 | 有り  | 有り※1  | 有り（1回）※1※2<br>年度末部分払 |
| R●+3 | 有り  | 有り    | なし※3                 |

- ※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後に

できるものとする。

※2 ○ー1で令和●+2年度に予定していた部分払は、令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○ー1で令和●+3年度に予定していた部分払は、令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー7. 支払条件（令和●+1年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                |
|------|-----|-------|------------------------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                                 |
| R●+1 | 有り  | 有り※1  | 有り（1回）※1<br>年度末部分払                 |
| R●+2 | 有り  | なし    | なし※2                               |
| R●+3 | 有り  | 有り    | 有り（1回）<br>令和●+2年度出来高<br>に対する部分払として |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○ー1で令和●+2年度に予定していた部分払は、令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○ー8. 支払条件（令和●+2年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                              |
|------|-----|-------|------------------------------------------------------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                                                               |
| R●+1 | 有り  | なし    | なし                                                               |
| R●+2 | 有り  | 有り※1  | 有り（2回）※2<br>うち1回は令和●+1<br>年度出来高に対する部<br>分払として<br>うち1回は年度末部分<br>払 |
| R●+3 | 有り  | 有り    | なし※3                                                             |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

- ※2 ただし、○－1 から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。
- ※3 ○－1 で令和●＋3 年度に予定していた部分払は、令和●＋2 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点に前倒しとなる。



■入札説明書例 4－1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 に対応）

：中間前金払を選択しない場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                                               |
|------|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| R●   | なし※ | なし    | なし                                                                                |
| R●＋1 | 有り※ | なし    | なし※                                                                               |
| R●＋2 | 有り  | なし    | 有り（1回）※<br>令和●＋1年度出来高<br>に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に<br>応じて必要な部分払の回数を追<br>加する。 |

※ ただし、令和●年度及び令和●＋1年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○－2～○－4の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における前金払の有無又は部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●年度及び令和●＋1年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                         | 中間前金払 | 部分払                                                |
|------|---------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●<br>＋1年度の出来高予定額<br>の合計の40%以内）※1 | なし    | なし                                                 |
| R●＋1 | なし※2                                        | なし    | 有り（2回）※1<br>うち1回は年度末部分<br>払                        |
| R●＋2 | 有り                                          | なし    | なし※3<br>[注]最終年度については、工期に<br>応じて必要な部分払の回数を追<br>加する。 |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○－1で令和●＋1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○－1で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－３．支払条件（令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                          | 中間前金払 | 部分払                                                                              |
|------|----------------------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●<br>＋１年度の出来高予定額<br>の合計の 40%以内）※１ | なし    | なし                                                                               |
| R●＋１ | なし※２                                         | なし    | なし                                                                               |
| R●＋２ | 有り                                           | なし    | 有り（１回）<br>令和●＋１年度出来高<br>に対する部分払として<br>[注]最終年度については、工期に<br>応じて必要な部分払の回数を追<br>加する。 |

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後に  
できるものとする。

※２ ○－１で令和●＋１年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置され  
るなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－４．支払条件（令和●＋１年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                                |
|------|-----|-------|----------------------------------------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                                                 |
| R●＋１ | 有り  | なし    | 有り（２回）※１<br>うち１回は年度末部分<br>払                        |
| R●＋２ | 有り  | なし    | なし※２<br>[注]最終年度については、工期に<br>応じて必要な部分払の回数を追<br>加する。 |

※１ ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後に  
できるものとする。

※２ ○－１で令和●＋２年度に予定していた部分払は、令和●＋１年度に補正予算が措置  
されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

■入札説明書例 4－2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 に対応）

：中間前金払を選択した場合

○－1．支払条件

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                                 |
|------|-----|-------|-------------------------------------|
| R●   | なし※ | なし    | なし                                  |
| R●＋1 | 有り※ | なし※   | なし※                                 |
| R●＋2 | 有り  | 有り    | 有り（1回）※<br>令和●＋1年度出来高<br>に対する部分払として |

※ ただし、令和●年度及び令和●＋1年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、○－2～○－4の支払条件とし、契約を変更することにより各会計年度における（中間）前金払の有無又は部分払を請求できる回数を変更するものとする。

○－2．支払条件（令和●年度及び令和●＋1年度に追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                  | 中間前金払 | 部分払                |
|------|--------------------------------------|-------|--------------------|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内）※1 | なし    | なし                 |
| R●＋1 | なし※2                                 | 有り※1  | 有り（1回）※1<br>年度末部分払 |
| R●＋2 | 有り                                   | 有り    | なし※3               |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○－1で令和●＋1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

※3 ○－1で令和●＋2年度に予定していた部分払は、令和●＋1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○－3．支払条件（令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払                                  | 中間前金払 | 部分払 |
|------|--------------------------------------|-------|-----|
| R●   | 有り（令和●年度と令和●＋1年度の出来高予定額の合計の 40%以内）※1 | なし    | なし  |
| R●＋1 | なし※2                                 | なし    | なし  |

|      |    |    |                                    |
|------|----|----|------------------------------------|
|      |    |    |                                    |
| R●+2 | 有り | 有り | 有り（1回）<br>令和●+1年度出来高<br>に対する部分払として |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ○-1で令和●+1年度に予定していた前金払は、令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

○-4. 支払条件（令和●+1年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合）

| 年度   | 前金払 | 中間前金払 | 部分払                |
|------|-----|-------|--------------------|
| R●   | なし  | なし    | なし                 |
| R●+1 | 有り  | 有り※1  | 有り（1回）※2<br>年度末部分払 |
| R●+2 | 有り  | 有り    | なし※3               |

※1 ただし、支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※2 ただし、○-1から追加となった部分払の支払請求は補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった後にできるものとする。

※3 ○-1で令和●+2年度に予定していた部分払は、令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった時点で前倒しとなる。

## 別添 6

## 現場説明書例

## ■現場説明書例 1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 に対応）

## 第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

| 年度      | 支払限度額の割合※ | 出来高予定額の割合 |
|---------|-----------|-----------|
| 令和●年度   | 14.0%     | 0%        |
| 令和●+1年度 | 0%        | 35%       |
| 令和●+2年度 | 37.5%     | 50%       |
| 令和●+3年度 | 48.5%     | 15%       |

※令和●+1年度及び令和●+2年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～③のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～③は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～③の割合と異なる場合がある。

| 年度      | 支払限度額の割合                            |                             |                             |
|---------|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|         | ①令和●+1年度及び令和●+2年度に追加で予算の執行が可能となった場合 | ②令和●+1年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 | ③令和●+2年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 |
| 令和●年度   | 14.0%                               | 14.0%                       | 14.0%                       |
| 令和●+1年度 | 17.5%                               | 17.5%                       | 0%                          |
| 令和●+2年度 | 45.0%                               | 20.0%                       | 62.5%                       |
| 令和●+3年度 | 23.5%                               | 48.5%                       | 23.5%                       |

■現場説明書例 2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

| 年度       | 支払限度額の割合※ | 出来高予定額の割合 |
|----------|-----------|-----------|
| 令和●年度    | 32%       | 0%        |
| 令和●+1 年度 | 0%        | 80%       |
| 令和●+2 年度 | 68%       | 20%       |

※令和●+1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和●+1 年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

| 年度       | 支払限度額の割合 |
|----------|----------|
| 令和●年度    | 32%      |
| 令和●+1 年度 | 40%      |
| 令和●+2 年度 | 28%      |

■現場説明書例 3（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

| 年度        | 支払限度額の割合※ | 出来高予定額の割合 |
|-----------|-----------|-----------|
| 令和●年度     | 0%        | 0%        |
| 令和●+ 1 年度 | 14.0%     | 35%       |
| 令和●+ 2 年度 | 37.5%     | 50%       |
| 令和●+ 3 年度 | 48.5%     | 15%       |

※令和●年度から令和●+ 2 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、状況に応じて下表①～⑦のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表①～⑦は、追加で執行可能となった予算額により各年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合（令和●年度は令和●年度と令和●+ 1 年度の出来高予定額の合計の 4 割まで措置された場合）の割合であり、追加の予算額によっては、下表①～⑦の割合と異なる場合がある。

| 年度        | 支払限度額の割合                            |                                     |                                     |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|           | ①令和●年度から令和●+ 2 年度に追加で予算の執行が可能となった場合 | ②令和●年度及び令和●+ 1 年度に追加で予算の執行が可能となった場合 | ③令和●年度及び令和●+ 2 年度に追加で予算の執行が可能となった場合 |
| 令和●年度     | 14.0%                               | 14.0%                               | 14.0%                               |
| 令和●+ 1 年度 | 17.5%                               | 17.5%                               | 0%                                  |
| 令和●+ 2 年度 | 45.0%                               | 20.0%                               | 62.5%                               |
| 令和●+ 3 年度 | 23.5%                               | 48.5%                               | 23.5%                               |

| 年度      | 支払限度額の割合                  |                                     |                             |
|---------|---------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|
|         | ④令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 | ⑤令和●＋１年度及び令和●＋２年度に追加で予算の執行が可能となった場合 | ⑥令和●＋１年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 |
| 令和●年度   | 14.0%                     | 0%                                  | 0%                          |
| 令和●＋１年度 | 0%                        | 31.5%                               | 31.5%                       |
| 令和●＋２年度 | 37.5%                     | 45.0%                               | 20.0%                       |
| 令和●＋３年度 | 48.5%                     | 23.5%                               | 48.5%                       |

| 年度      | 支払限度額の割合                    |
|---------|-----------------------------|
|         | ⑦令和●＋２年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 |
| 令和●年度   | 0%                          |
| 令和●＋１年度 | 14.0%                       |
| 令和●＋２年度 | 62.5%                       |
| 令和●＋３年度 | 23.5%                       |



■現場説明書例 4（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 に対応）

第 40 条関係

各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合及び出来高予定額の割合は、次のとおりとする。

| 年度       | 支払限度額の割合※ | 出来高予定額の割合 |
|----------|-----------|-----------|
| 令和●年度    | 0%        | 0%        |
| 令和●+1 年度 | 32%       | 80%       |
| 令和●+2 年度 | 68%       | 20%       |

※令和●年度及び令和●+1 年度にそれぞれ補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合は、下表①～③のように各会計年度の支払限度額の割合を変更し、契約を変更することにより、各会計年度における支払限度額を変更するものとする。ただし、下表は、追加で執行可能となった予算額により令和●年度は令和●年度と令和●+1 年度の出来高予定額の合計の 4 割まで、令和●+1 年度は令和●+1 年度の出来高予定額の 9 割まで措置された場合の割合であり、追加の予算額によっては、下表の割合と異なる場合がある。

| 年度       | 支払限度額の割合                           |                           |                              |
|----------|------------------------------------|---------------------------|------------------------------|
|          | ①令和●年度及び令和●+1 年度に追加で予算の執行が可能となった場合 | ②令和●年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 | ③令和●+1 年度のみ追加で予算の執行が可能となった場合 |
| 令和●年度    | 32%                                | 32%                       | 0%                           |
| 令和●+1 年度 | 40%                                | 0%                        | 72%                          |
| 令和●+2 年度 | 28%                                | 68%                       | 28%                          |

## 別添 7

## 契約書例

## ■契約書例 1（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 1 の場合に対応）

※中間前金払を選択しない場合で、令和●+1 年度及び令和●+2 年度のいずれにおいても追加で予算の執行が可能となった場合の例

## 1. 第 38 条関係

## 【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2～7 （略）

---

【第 1 回変更】（令和●+1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 3 回を超えることができない。

2～7 （略）

---

【第 2 回変更】（令和●+2 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 4 回を超えることができない。

2～7 （略）

## 2. 第40条関係

### 【当初】

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 28 |
| R●+1年度 | 0  |
| R●+2年度 | 75 |
| R●+3年度 | 97 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 (略)

---

【第1回変更】(令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 28 |
| R●+1年度 | 35 |
| R●+2年度 | 40 |
| R●+3年度 | 97 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 (略)

---

【第2回変更】(令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|      |    |
|------|----|
| R●年度 | 28 |
|------|----|

|        |    |
|--------|----|
| R●+1年度 | 35 |
| R●+2年度 | 90 |
| R●+3年度 | 47 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 (略)

### 3. 第42条関係

#### 【当初】

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$  (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)  $-$  {請負代金相当額  $-$  (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)}  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$  前会計年度までの支払金額  $-$  (請負代金相当額  $-$  前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 0回 |
| R●+2年度 | 1回 |
| R●+3年度 | 1回 |

---

【第1回変更】 (令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 2回 |
| R●+2年度 | 0回 |
| R●+3年度 | 1回 |

---

【第2回変更】(令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 2回 |
| R●+2年度 | 2回 |
| R●+3年度 | 0回 |

■契約書例 2（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 2 の場合に対応）

※ただし、中間前金払を選択しない場合で、令和●+1 年度に追加で予算の執行が可能となった場合の例

## 1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。

---

【第 1 回変更】（令和●+1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

## 2. 第 40 条関係

【当初】

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|         |    |
|---------|----|
| R●年度    | 32 |
| R●+1 年度 | 0  |
| R●+2 年度 | 68 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|         |    |
|---------|----|
| R●年度    | 0  |
| R●+1 年度 | 80 |
| R●+2 年度 | 20 |

3 （略）

【第1回変更】（令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

R●年度 32

R●+1年度 40

R●+2年度 28

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

R●年度 0

R●+1年度 80

R●+2年度 20

3 （略）

### 3. 第42条関係

【当初】

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（a） 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額）  $- \{$  請負代金相当額  $-$ （前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額）  $\} \times$  当該会計年度前払金額  $\div$  当該会計年度の出来高予定額

（b） 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$  前会計年度までの支払金額  $-$ （請負代金相当額  $-$  前会計年度までの出来高予定額）  $\times$ （当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額）  $\div$  当該会計年度の出来高予定額

[注] （b）は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

R●年度 0回

R●+1年度 0回

R●+2年度 1回

---

【第1回変更】（令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能と

なった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|      |    |
|------|----|
| R●年度 | 0回 |
|------|----|

|        |    |
|--------|----|
| R●+1年度 | 2回 |
|--------|----|

|        |    |
|--------|----|
| R●+2年度 | 0回 |
|--------|----|



■契約書例 3（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 3 の場合に対応）

※中間前金払を選択しない場合で、令和●年度から令和●+2年度すべて追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2～7 （略）

---

【第 1 回変更】（令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 変更なし

2～7 （略）

---

【第 2 回変更】（令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 3 回を超えることができない。

2～7 （略）

---

【第 3 回変更】（令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第

13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中4回を超えることができない。

2～7 (略)

## 2. 第40条関係

### 【当初】

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0  |
| R●+1年度 | 28 |
| R●+2年度 | 75 |
| R●+3年度 | 97 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 (略)

---

【第1回変更】(令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 28 |
| R●+1年度 | 0  |
| R●+2年度 | 75 |
| R●+3年度 | 97 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 (略)

---

【第2回変更】（令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 28 |
| R●+1年度 | 35 |
| R●+2年度 | 40 |
| R●+3年度 | 97 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 （略）

---

【第3回変更】（令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第40条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 28 |
| R●+1年度 | 35 |
| R●+2年度 | 90 |
| R●+3年度 | 47 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |     |
|--------|-----|
| R●年度   | 0   |
| R●+1年度 | 70  |
| R●+2年度 | 100 |
| R●+3年度 | 30  |

3 （略）

### 3. 第42条関係

【当初】

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額

(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第38条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔請負代金相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9/10 -$ 前会計年度までの支払金額 $-$ （請負代金相当額 $-$ 前会計年度までの出来高予定額） $\times$ （当該会計年度前払金額 $+$ 当該会計年度の中間前払金額） $/$ 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 0回 |
| R●+2年度 | 1回 |
| R●+3年度 | 1回 |

---

【第1回変更】（令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条（略）

2 （略）

3 変更なし

---

【第2回変更】（令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第42条（略）

2 （略）

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 2回 |
| R●+2年度 | 0回 |
| R●+3年度 | 1回 |

---

【第3回変更】（令和●+2年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能と

なった場合)

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 (略)

2 (略)

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0回 |
| R●+1年度 | 2回 |
| R●+2年度 | 2回 |
| R●+3年度 | 0回 |

■契約書例 4（別添 1「事業加速円滑化国債の運用例」の運用例 4 の場合に対応）

※ただし、中間前金払を選択しない場合で、令和●年度及び令和●+1 年度に追加で予算の執行が可能となった場合の例

1. 第 38 条関係

【当初】

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 1 回を超えることができない。

---

【第 1 回変更】（令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 変更なし

---

【第 2 回変更】（令和●+1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（部分払）

第 38 条 受注者は、工事の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料（第 13 条第 2 項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中 2 回を超えることができない。

2. 第 40 条関係

【当初】

（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

|         |     |
|---------|-----|
| R●年度    | 0   |
| R●+1 年度 | 3 2 |
| R●+2 年度 | 6 8 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0  |
| R●+1年度 | 80 |
| R●+2年度 | 20 |

3 (略)

【第1回変更】(令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 32 |
| R●+1年度 | 0  |
| R●+2年度 | 68 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0  |
| R●+1年度 | 80 |
| R●+2年度 | 20 |

3 (略)

【第2回変更】(令和●+1年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合)

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第40条 国庫債務負担行為(以下「国債」という。)に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 32 |
| R●+1年度 | 40 |
| R●+2年度 | 28 |

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

|        |    |
|--------|----|
| R●年度   | 0  |
| R●+1年度 | 80 |
| R●+2年度 | 20 |

3 (略)

### 3. 第42条関係

【当初】

(国債に係る契約の部分払の特則)

第42条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度ま

での出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$  (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額)  $-$  { 請負代金相当額  $-$  (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額) }  $\times$  当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額  $\leq$  請負代金相当額  $\times 9/10 -$  前会計年度までの支払金額  $-$  (請負代金相当額  $-$  前会計年度までの出来高予定額)  $\times$  (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|          |     |
|----------|-----|
| R●年度     | 0 回 |
| R●+ 1 年度 | 0 回 |
| R●+ 2 年度 | 1 回 |

---

【第 1 回変更】（令和●年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第 4 2 条 （略）

2 （略）

3 変更なし

---

【第 2 回変更】（令和●+ 1 年度に補正予算が措置されるなど追加で予算の執行が可能となった場合）

（国債に係る契約の部分払の特則）

第 4 2 条 （略）

2 （略）

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

|          |     |
|----------|-----|
| R●年度     | 0 回 |
| R●+ 1 年度 | 2 回 |
| R●+ 2 年度 | 0 回 |



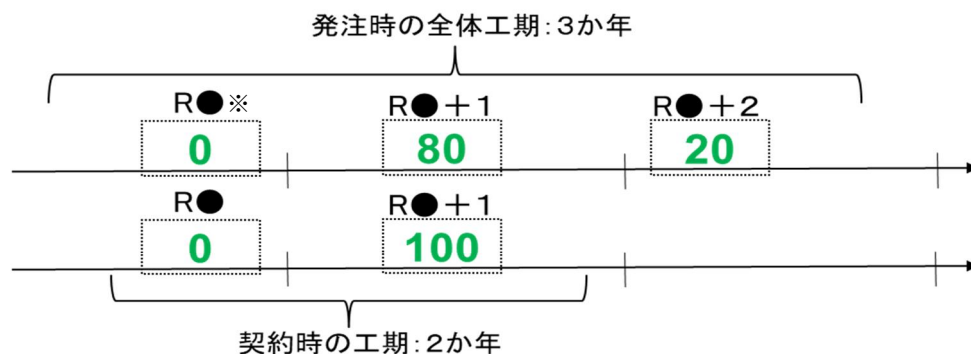
# 余裕期間制度の活用に関する留意点

国庫債務負担行為に基づく3年度以上にわたる契約について余裕期間制度の方式のうち、受注者の選択により工期の終期が決まる「任意着手方式」又は「フレックス方式」を活用する場合に、全体工期と余裕期間の設定によっては、受注者の工期選定により当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）及び各会計年度における出来高予定額及び支払限度額が変わる場合も想定されるところである。

この場合、当初設定していた国債契約の全体工期の期間（年度）よりも受注者の選択によって期間（年度）が変わった場合でも支払い等の執行が可能となるよう、期間（年度）が変わる場合における支払条件と各会計年度の出来高予定額及び支払限度額の割合を予め入札説明書等において示しておく必要があるので、発注時に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、国庫債務負担行為については、契約期間の変更に伴う年割額の変更などにも留意しつつ、適切に契約を締結することが可能となるよう設定されたい。

受注者の工期選定により最終年度および出来高・支払の年割が変わる場合の例  
（出来高予定額の年割イメージ）



## 参考 余裕期間制度

①「発注指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



※年度●に関しては国庫債務負担行為契約年度とする。